

北京五輪外国人入国拒否者リストの扱いについての要望書

中華人民共和国駐日本国特命全権大使 崔天凱閣下



ハンセン病市民学会

共同代表 和泉眞蔵・内田博文・鎌田 慧・訓覇 浩  
神美知宏・志村 康・徳田靖之・牧野正直

事務局 〒 862-8680 熊本市大江 2-5-1 熊本学園大学遠藤隆久研究室

tel&fax: 096-364-8920

時下表秋の候、閣下におかれては日中友好のためご尽力下さり、心より感謝致します。私たちハンセン病市民学会は日本国内において、単なる研究者の学会ではなく、研究者・市民とハンセン病被害に遭われた当事者の方たちとで成り立ち、交流・検証・提言を3つの柱にして新しい試みとして4年前に産声を上げ、現在850名を超える会員を擁する学会です。この度、6月2日に北京五輪組織委員会が発表され公式HPに掲載されております「五輪期間における外国人出入国・中国滞在期間に関する法律指針」には、「五輪開催期間中の入国が禁止される」外国人として「精神病・ハンセン病・性病・開放性肺結核等の伝染病に罹患している」者が挙げられていたことに、私たちは驚きを禁じえませんでした。

ハンセン病以外の病気についても疑問を禁じ得ませんが、私たちがとくに関心を持ち続けてきたハンセン病は本来、短期間の接触で感染する病気ではなく、また治療薬を服用中の患者は感染源にならないことが国際的に広く認知されている疾患であり、伝染病として特別扱いする必要がない疾患です。こうした禁止規定は、オリンピック観戦のため貴国を訪れたハンセン病回復者を排除するばかりではなく、オリンピックという場でハンセン病を恐ろしい感染症とする間違った理解と偏見を世界中に発信し、人権を傷つける結果を招く虞があります。

とくに貴国及び北京五輪組織委員会にご理解頂きたいのは、6月19日国連人権理事会において日本が提案し、貴国政府も共同提案国となって全会一致で可決された国連に加盟する各国がハンセン病患者とその家族に対するすべての差別を撤廃するための措置をとることを求めた決議案が可決されたばかりであることです。健康な人も病気や障害をもった人も含めて世界中から多くの人々が集う北京オリンピックは貴国にとって、国連を挙げて差別の除去に取り組んでいるハンセン病へ理解を世界に働きかける場であっても、ハンセン病差別を植え付ける場であってはならないはずで、是非、すみやかに「法律指針」からハンセン病を外すこと及び「法律指針」の準拠法の改正を要望致します。

また、オリンピックは健康な人だけのものではなく、全ての人に開放されている祭典であることを考えると、ハンセン病以外の病気についても、緊急避難的な場合を除き、不必要に疾病を理由とした観戦制限をすることは極力避けるべきことは当然のことと思います。

どうか、貴国政府及び北京五輪組織委員会に対し、このような入国禁止措置を撤回するよう、閣下からもお伝えください。そして、こうした病者・障害者の方々も北京オリンピックを楽しく観戦できるよう、ご配慮いただきたく思います。

私たちは、平和の祭典として、心より北京オリンピックの成功をお祈りしております。

2008年7月5日

[賛同団体]

特定非営利団体ハンセン病問題の解決をめざして共に歩む会

理事長 松下徳二・倉園尚

事務局 〒 893-0022 鹿屋市旭原町2538-9

TEL&FAX: 0994-44-9687

社会福祉専門職団体協議会 ((社) 日本社会福祉士会、(社) 日本精神保健福祉士協会、  
(社) 日本医療社会事業協会、(NPO) 日本ソーシャルワーカー協会)

幹事団体代表: 日本社会福祉士会会長 村尾俊明

事務局: 〒 160-0004 新宿区四谷 1-13 カタオカビル

TEL: 03-3355-6541 FAX: 03-3355-6543

ハンセン病首都圏市民の会 代表

八重樫信之

事務局 〒 157-0061 東京都世田谷区北烏山 4-15-1

TEL: 03-3300-5057

IDEA ジャパン

代表

森元美代治

事務局 〒 204-0012 東京都清瀬市中清戸 4-847-7-605

TEL: 0424-93-6105